

作成日：2021年8月25日
業務主管部門名：社会基盤部
課名：都市・地域開発グループ第一チーム

事業事前評価表

1. 案件名（国名）

国名：ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」という。）

案件名：都市開発管理・促進能力強化プロジェクト

Project for Capacity Development on Urban Development Control and Promotion

2. 事業の背景と必要性

（1）当该国における都市開発セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

首都ビエンチャンは、面積 3,920km² にラオスの人口約 712 万人のうち約 93 万人（2019 年,ラオス統計局）が居住する。近年の経済成長と人口増に伴い、市街地から郊外の農村地への急速な都市拡大が進んでいるが、十分なインフラが整わず、生活環境の悪化や緑地・湿地の消失等の都市問題が生じつつある。

かかる状況を踏まえ、ラオス政府は「第 8 次社会経済開発 5 カ年計画（2016～2020）」を策定し、バランスのとれた持続可能な発展を目指すこととして、「環境保全エリアと開発エリアの明確化のため、都市および郊外における開発計画を策定する」を優先的課題として挙げている。また、現在策定中の「第 9 次社会経済開発 5 カ年計画（2021～2025）」では、「強靱なインフラ開発、地域ポテンシャルの活用」を重点施策の一つとして掲げている。

我が国は、急速な都市化に伴う都市問題に対し、総合的な都市開発の計画に基づく適切な取組を図ることを目的として 2011 年に「首都ビエンチャン都市開発マスタープラン」（以下、「MP」という。）の策定協力を行った。

同 MP は 2020 年になって国民議会において承認されたが、MP に基づく土地利用規制や開発許可制度を実施するための規則は引き続き策定作業中であり、開発規制を完全に運用するには至っておらず、具体的な手続の整備、それを実践する行政官の能力向上、民間企業や住民への周知を図っていく必要がある。また、海外資本による経済特区やコンセッションによる大規模開発については、都市計画を所掌する公共事業運輸省及びビエンチャン市役所公共事業運輸局の管轄外であり、両者にも情報がないまま都市開発プロジェクトが進み、都市計画・開発行政が一体として進展しない課題が顕在化している。さらに、民間による都市開発事業を望ましい方向へ誘導するためには、公共事業省及びビエンチャン市役所は、具体的な開発事業をめぐって民間企

業や地元住民と対話を重ね、よりより計画及びそのために行政ができることを模索、実践していくことが必要であるが、これまでのところ、両者はそのような経験を有していない。

また、個々の建築物の安全性を確保するための建築基準が制定されていないために、高層化が進みつつある中、危険な建築物が集積していく恐れがある。

かかる状況を踏まえ、首都ビエンチャンの都市開発の管理・促進を所掌する行政機関を協力対象として、開発許可制度の運用体制の整備や、都市開発に関する情報共有や望ましい都市開発の誘導、建築基準の整備等、計画に沿った都市開発の実現に向けた能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施するものである。

(2) 都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は、「対ラオス人民民主共和国国別開発協力方針」(2019年4月)において、「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を重点分野の一つと位置付けている。また、「ラオス国 JICA 国別分析ペーパー」(2015年3月)においては、「首都ビエンチャン及び地方中核都市を対象に、都市交通、上下水道、廃棄物処理等生活環境改善に向けた協力を行っていく」としており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

また、本プロジェクトは、計画に基づいた都市開発実現のための能力強化を通じて、SDGs の目標 11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間居住の構築」の達成に向けて、10 のターゲットのほぼ全てに直接的、間接的に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行(IFC)により、「Doing Business Reform」の枠組みの下、Global Infrastructure Fund を資金源とした「Competitiveness and Trade Project」のコンポーネントの一つとして建設許可手続の改善に関する支援が2021年6月まで実施されていた。現在実施中の協力はなく、本プロジェクトとの重複はない。

アジア開発銀行が2016年より2022年末まで実施中の「Vientiane Sustainable Urban Transport Project」において、高速バス輸送システム(以下、「BRT」という。)の導入が計画されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、首都ビエンチャンにおいて、都市開発管理メカニズムの強化や都市開発許可制度の改善及び地区レベルの官民協働型開発事業の計画、建築基準

案策定支援を行うことにより、関係者の都市開発管理・促進能力の強化を図り、もって計画的な都市開発管理・促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

首都ビエンチャン

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

【直接受益者】

公共事業運輸省住宅・都市計画局、公共事業運輸研究所、ビエンチャン市役所公共事業・運輸局の都市開発管理・促進に従事する行政官

【間接受益者】

首都ビエンチャンの市民

(4) 総事業費（日本側）

3.2 億円

(5) 事業実施期間

2020 年 7 月～2024 年 7 月

詳細計画策定フェーズ：1 年、本格実施フェーズ：3 年

(6) 事業実施体制

カウンターパート機関：

- ・公共事業運輸省住宅・都市計画局（Department of Housing and Urban Planning : DHUP）
- ・公共事業運輸研究所（Public Works and Transport Research Institute : PTRI）
- ・ビエンチャン市役所公共事業・運輸局（Department of Public Works and Transport : DPWT）

協力機関：

- ・計画投資省（Ministry of Planning and Investment : MPI）
- ・ビエンチャン市役所天然資源・環境局（Department of Natural Resources and Environment : DONRE）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 118M/M）

詳細計画策定フェーズ＜第一段階＞

短期専門家：

- ・官民連携まちづくり
- ・建築行政

本格実施フェーズ＜第二段階＞

長期専門家

- ・都市運営促進
- ・都市情報運用／業務調整

短期専門家

- ・都市開発調整
- ・都市開発管理
- ・事業実現化検討／投資促進
- ・建築規制／建築構造
- ・建築防火
- ・GIS／DX
- ・研修管理

② 第三国研修／本邦研修：（都市開発／建築規制）

③ 機材供与：GIS

2) ラオス国側

- ① カウンターパートの配置
- ② プロジェクト実施のための設備・施設の提供
- ③ カウンターパートへの手当て

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は、予算管理と整合性をもった公共投資管理強化の改革推進を図ることを目的として、技術協力「公共投資計画管理改善プロジェクト」（2019年2月～2022年3月）を実施している。このプロジェクトにより、首都ビエンチャンにおけるインフラ投資が都市開発計画に沿ったものとなることが期待されると共に、都市開発に関する情報共有メカニズムの構築を成果の一つに掲げる本事業により、公共投資計画が立てやすくなる効果が見込まれる。

また、JICA は、技術協力「持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト」（2018年12月～2021年12月）を実施し、都市交通マスタープランの改定支援を通じ、土地利用計画と都市交通計画との連携を図っている。

また、日本政府は「日 ASEAN 相互協力による海外スマートシティ支援策（Smart JAMP）」の一環として、「ラオス人民民主共和国・ビエンチャンにおけるスマートシティ実現に向けたマスタープラン策定に関する調査検討」を2021年度に実施する。本事業における官民連携の都市開発事業に向けた活動を実施する際に、日本政府によるスマートシティに係るマスタープラン策定に係る調査の成果が活用されることが期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

世界銀行 IFC による建設許可手続きの改善に関する支援の中で行われた建

設許可手続のアセスメントの結果を本事業の開発許可手続改善に活かすことにより、開発許可制度がより現実に即し、有効なものになることが期待される。

アジア開発銀行による BRT の導入計画はまだ計画段階であるが、導入されれば MP の目指す都市構造実現に寄与するものとなる。また、路線沿道への都市開発誘導や沿道整備を検討する際に、本事業で促進する官民協働のまちづくり事業計画の経験が活かされることが期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類 : ジェンダー活動統合案件 (GI (S))

<活動内容/分類理由>

本事業は、パイロットエリアの計画策定における調査において男女別にデータを収集・分析のうえ、エリアプラン策定、優先プロジェクト選定のためのステークホルダー会議等には女性を含む多様な関係者の参加を推奨し、その意見を反映するなど、ジェンダー視点に立った取組を検討する計画であるため。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標 :

都市計画に沿った都市開発管理・促進が行われる。

【指標及び目標値】

- ・改善された開発許可制度の年間実施件数が●件以上である。
- ・計画中または実施中の官民協働のまちづくりプロジェクトが●件以上ある。

※目標値は本プロジェクトの本格実施フェーズ開始後半年以内に協議の上決定する。

(2) プロジェクト目標 :

都市開発の管理・促進を都市計画に沿って行う能力が強化される。

【指標及び目標値】

- ・首都ビエンチャンにおいて都市開発許可制度が担当行政官に理解され試行されている。
- ・よりよい都市開発管理・促進のために改善・制定が必要な制度・仕組みがリストアップされ、改善、制定に向けた議論が開始されている。

(3) 成果：

- 成果 1：都市開発管理の情報共有や課題解決のメカニズムが強化される
- 成果 2：都市開発許可制度及び運用能力が改善される
- 成果 3：官民連携型都市開発事業促進能力・体制が強化される
- 成果 4：建築基準案が最終化される

(4) 主な活動

- 1-1. 都市開発に関連する省庁や組織が参加するステークホルダーミーティングを設置、開催する。
- 1-2. 首都ビエンチャンの現況及び都市課題についての認識共有のための GIS プラットフォームを導入し、GIS 研修を行う。
- 1-3. 都市課題に関するセミナーシリーズを開催する。
- 1-4. 都市開発管理・促進制度について分析し、改善点を議論する。
- 2-1. 既存の開発許可制度をレビューし、同制度運用に関するカウンターパートの能力を評価する。
- 2-2. 開発許可手続の改善を提案する。
- 2-3. 開発許可制度運用マニュアルを作成し、OJT を実施する。
- 2-4. 開発許可制度の普及啓発を行う。
- 3-1. 首都ビエンチャンにおける都市開発事業の現状及び課題を分析する。
- 3-2. 官民協働の都市開発事業のスコープ及びモデル計画について検討する。
- 3-3. モデル計画の対象地域を選定し、当該地域の基本計画調査を行う。
- 3-4. ステークホルダーとワークショップを開催し対象地域のエリアプランを作成する。
- 3-5. エリアプランに基づきステークホルダーを交えて優先事業を検討する。
- 3-6. 官民協働の都市開発事業についての提案及びガイドラインを作成する。
- 4-1. 首都ビエンチャンの建築行政の現状及び作成中の建築基準案を分析する。
- 4-2. 建築基準案の改善点を特定する。
- 4-3. 建築基準案の骨子改定案作成を支援する。
- 4-4. ラオスに適用する諸外国の技術基準を調査し、助言を行う。
- 4-5. 建築基準案の最終化を支援する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ラオス側が適切なカウンターパートを指名する。
- ・ラオス側がカウンターパート予算を確保する。
- ・ラオス側が関係機関との調整を行う。

(2) 外部条件

- ・カウンターパート機関において大規模な組織改編や人事異動がない。
- ・ラオス政府の都市管理に関する政策が維持される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオスの技術協力プロジェクト「都市開発管理プロジェクト」(2013年～2017年)においては、カウンターパート機関の人員が限られており、プロジェクト実施体制が脆弱な場合、実際の事業を通じたOJTが求められること、直営専門家とコンサルタントチームの間の役割分担を詳細に検討しておくことが必要であること、が指摘されている。

本事業では、開発許可制度運用に係るOJTを実施すると共に、実際の事業実施計画を策定しながら都市開発管理の運用能力強化を実施する。また、直営専門家とコンサルタントチームの担当する成果を明確に分けつつ、常に情報を共有できる体制を構築する。

7. 評価結果

本事業は、ラオス政府の都市開発政策、我が国及びJICAの協力方針と合致し、SDGsの目標11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間居住の構築」の達成に向けて貢献するものであることから、実施の意義は大きい。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

上記4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6か月以内	ベースライン調査
事業終了3年以内	事後評価

以上